

保育施設における感染症集団発生時（疑いを含む）の報告について

市内の保育施設において感染症が発生し（疑いを含む）、その規模等が以下の「報告基準」を満たす場合は、嘱託医に連絡の上、貴施設の担当課に「報告書」を提出、併せて保健所感染症担当へは「報告書」「チェックリスト」「発症経過表」の提出をお願いします。

1 報告基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、貴施設の担当課及び保健所感染症担当まで報告をお願いします。

- | |
|--|
| (1) <u>同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</u> |
| (2) <u>同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</u> |
| (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 |

平成17年2月22日付け「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（厚生労働省関係局長通知）」より

2 報告様式

● 感染症及び食中毒の集団発生について（報告書）	「報告書」は貴施設の担当課と保健所にお送りください。「チェックリスト」「発症経過表」は保健所のみにお送りください。
● 「感染性胃腸炎以外（インフルエンザなど）のチェックリスト」又は「感染性胃腸炎のチェックリスト」	
● 発症経過表 ※疾患と状況によっては保健所への提出を求めることがあります。施設内の状況把握・感染予防のためにご使用ください。	

※感染予防自己点検チェックリストは、年に一度は自己点検を行い、施設内の平常時からの感染症対策の強化に活用してください。

3 報告方法

貴施設の担当課又は保健所への報告は、「電子メール」または「ファックス」にてお願いします。なお、保健所へ報告する場合は同時に電話連絡をお願いします。

4 報告様式

八尾市ホームページに掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。

八尾市健康福祉部 保健予防課（八尾市保健所） 感染症担当 TEL：072-994-6644 FAX：072-922-4965 E-mail：h-yobou@city.yao.osaka.jp
